

平成29年度 第2回 甲賀市国民健康保険運営協議会議事録

1. 開催日時 平成29年6月26日(月) 14:00~15:30
2. 開催場所 水口庁舎 第4委員会室
3. 在任委員数 18人
4. 会議出席者 運営協議会委員 9名
被保険者代表 : 久我委員、中村委員、澤田委員、
山中委員、宇田委員
公益代表 : 堀委員、田中委員、黄瀬委員
被用者保険代表 : 南部委員
事務局
正木副市長、市民環境部 酒徳部長、松本次長、
幡野保険年金課長、今井課長補佐
5. 欠席委員 保険医、保険薬剤師代表 : 古西委員、塩沢委員、浅嶋委員、
村木委員、濱尾委員
公益代表 : 藤本委員、辻委員
被用者保険代表 : 阿部委員、池端委員
6. 会議次第
 - 1) 開会
 - 2) 市民憲章唱和
 - 3) 会長挨拶
副市長あいさつ
 - 4) 諮問
 - 5) 議題
滋賀県国民健康保険運営方針(案)に対する意見について
 - 6) その他
平成28年度国民健康保険特別会計決算(見込)について
 - 7) 閉会
7. 会議の概要

(開会)

(市民憲章唱和)

会 長 : あいさつ

副市長 : あいさつ

○滋賀県国民健康保険運営方針(案)に対する意見について

会 長：「滋賀県国民健康保険運営方針(案)に対する意見」について、事務局より説明をお願いします。

事務局：資料説明（資料1～3）

会 長：質疑はないか。

委 員：後発医薬品について、なぜ最初から医者が後発品を処方しないのか。

事務局：全国的に使用する流れとなってきたが、本人の希望を聞くことになっているためです。

委 員：レセプト点検については、過去に他県で不正請求のニュースを聞いたが、現在甲賀市ではどうか。

事務局：今のところ、不正請求の情報は聞いていない。レセプト点検については、引き続き行っていく。

委 員：意見というよりは依頼であるが、3ページの「国保財政の健全化に向けてのインセンティブの確保」について、重症化予防事業などは県でも事業を実施し、被用者保険との連携も密にしていきたい。24ページ「保健事業の共同実施」ですが、特定健診の受入体制についても県内全体で網羅し、可能な限りの連携をお願いしたい。

26ページの「後発医薬品利用促進」について、県において市町間の格差解消や使用割合の底上げなどの対策をお願いしたい。

24ページ「被用者保険との連携」について、県のリーダーシップを取った取組強化をお願いしたい。

会 長：市の原案はないか。

事務局：事務局（案）を配布。説明。

委 員：市の「保険料の変動幅をできるだけ少なくする」という意見には賛成である。

委 員：料率（税率）は統一されるのか。あくまでも市で決めるのか。

事務局：当面は市で決めていくが、県は運営方針の中でも最終的には県内で統一するという方針を示されている。

委 員：甲賀市の試算はされているか。

事務局：県で試算されているが、試算の元となる数字の基準が示されていないため、各市町で考え方も異なることから信用性の低いものであるということを聞いている。また、ガイドラインの見直しも行われたことから、今後の試算結果についても以前と変わる可能性は大きいということも聞いている。

委 員：出産育児一時金や葬祭費についての意見は、他の市町も同じ意見か。

事務局：同じ意見の市町もあるが、統一意見ではない。

委 員：11ページの「平準化につなげるため」ではなく、「平準化とともに」ではないのか。

事務局：県は先に給付の統一を行い、その後保険料の平準化を行う方針の

ようである。

委員：保健指導の終了と書かれているのは、事業が終了するという事か。

事務局：指導をはじめても途中脱落される人があるため、最終まで指導を終えられた人の割合ということで、統一により事業を辞めるということではない。

委員：スケジュールがハードであるが、職員の負担はどうか。

また、財政支援はあるのか。

事務局：かなりハードである。職員の人件費に対しての支援はない。

料率の統一や保健事業などの取組に対しては国の予算から支援される。

会長：「滋賀県国民健康保険運営方針(案)に対する意見について」市の意見を承認する旨、答申してよいか。

(異疑なし)

会長：次に、その他の「平成28年度国民健康保険特別会計決算(見込)について」事務局より説明をお願いします。

事務局：資料説明

会長：質疑はないか。

(質疑なし)

会長代理：閉会あいさつ

上記は、平成29年6月26日開催の甲賀市国民健康保険運営協議会議事録正本である。

甲賀市国民健康保険運営協議会

会長